

災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱いをいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長:

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易迅速なお支払い:

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

災害救助法の適用状況

○平成30年8月30日からの大雨による災害にかかる適用

【平成30年8月31日適用】

山形県:新庄市、最上郡最上市、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

【本件に関するお問合せ先】

セント・プラス少額短期保険株式会社

TEL:03-5524-6501 / FAX:03-5250-6767